

## 専門調査会（第55回～第62回）において出された意見

(注) 専門調査会（第55回～第62回）において委員及び有識者から出された意見（警察庁（第58回）及び法務省（第61回）における現状の取組は含まない）を、第3次男女共同参画基本計画「第2部 第9分野 3性犯罪への対策の推進」の具体的施策に沿って整理したものである。

### ア 性犯罪への厳正な対処等

#### ①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

- 諸外国における性犯罪に関する全体の法制度、実際の運用、改正による変化等につき、法務省にて必要な調査を進め、調査が進んだものの提出・開示いただきたい。それらの事実を踏まえて議論することが望ましく、また、外国の立法例などを調査して公表することには、大きな意義がある。可能な限り調査結果を公開してほしい。  
【辻村委員】
- 告訴を取り消すという制度があるから弁護人ないし加害者はそれを目指して活動している面がある。逆に、制度がなければ、そういう弁護活動は不可能になるため、被害者が取消しの選択を迫られることはなくなり、望ましい。【林委員】
- 諸外国において強姦罪の規定の見直しが行われているのは、国際刑事裁判の影響も大きい。日本も加入している国際刑事裁判所のローマ規程における強姦罪の規定並びに、それに先立つ旧ユーゴ法廷及び旧ルワンダ法廷において、さまざまな判決が出され、暴行・脅迫という要件の見直しが進んでいる。このような点についても検討を進めることが望ましい。【林委員】
- 同意年齢について、刑法が被害者の同意があれば罪とならないとしている年齢が非常に低いことが問題であるとして、女性差別撤廃委員会、自由権規約人権委員会などで国際的にも何回も指摘されており、この問題について検討・対応していくことがこの調査会の役割である。【林委員】
- 子どもの権利条約で18歳未満は子どもとされており、16歳、17歳は子どもであるから、子どもと結婚してはいけない、18歳未満の婚姻は性的暴力であるとの見方が国際社会では有力である。【林委員】
- 国連からは、性暴力犯罪に関し、性暴力というのは強制力や暴力を用いてなされるという要件及び性器の挿入を必要とするという要件をなくすべきではないか、加害者と被害者の関係性に着目した構成要件を考えるべきではないか、と指摘されている。複数の加害者による犯行、攻撃により被害者が被った重大な身体的又は心理的な結果といったことを考慮するべきであるということが言われている。【林委員】
- 性暴力犯罪に関する刑法改正が必要である。問題点は、性暴力＝刑法上の性犯罪とならないこと、告訴の要否、年齢要件、18歳以上への性虐待等。【平川委員、種部委

員】

- 被害者にとって告訴が大きな壁になっているので非親告罪化の検討が必要である。  
【稻吉氏】
- 告訴の要否につき、本来、告訴を要するものではないと考える。【番委員】
- 性犯罪の手段である暴行・脅迫の認定が難しいため告訴が受理されにくい。【番委員】
- 強姦の被害の重大性について法的に正当に評価すべきであると考えるが、下限の法定刑の引上げによってその目的が達成されるとは考えられない。重罰化により強姦の認定のハードルが上がり、嫌疑不十分により不起訴にされる割合が増え、他方で、一たび強姦と認められると起訴され重罰が科せられるというように、強姦の選別化が起こっていると考える。【宮園氏】
- 強姦罪の法定刑の引上げの目的が、重大な人権侵害であるというメッセージの強調にあるのなら、ドイツのように、刑法中に、性的自己決定権という独立した章を設け、そこに性犯罪を処罰する規定を置く方法も考えられる。【宮園氏】
- フランス、イギリス、ドイツは、強姦事件の暗数を減らし、適正に処罰することを目的として、①強姦の定義の見直し、②児童、弱者の保護、③職業上の権限を有する者、あるいはその権限を乱用することによって行った行為、あるいは親が子にふるった行為のように、一見暴行も脅迫もないようなケースの顕在化をポイントとした構成要件の見直し等の法改正を行った。①については、強姦類似行為を定め、それを強姦と位置づけ、②については、加重処罰等を行い、③については、内心の問題の判断をするために、行為の類型化・細分化を図り、立証責任の転換を行う場合もあるという対応がなされた。日本においても、強姦の定義の見直しが喫緊の課題である。【宮園氏】
- 親告罪であると、①被害者に対して告訴の取消しが要求される可能性があること、②公判手続きにおける被害者の負担の軽減やプライバシーの侵害についての検討の必要性など刑事手続きが抱える問題が潜在化してしまうこと、③強姦は世間に公表するのは恥すべきことであるかのような誤解を与えることを原因として、被害が潜在化する可能性があり、性犯罪そのものが潜在化してしまうため、親告罪から外すべきと考える。これは、公益を優先するということではなく、被害者保護と加害者の適切な処罰は別問題として、両立させる仕組みを構築すべきである。【宮園氏】
- 非親告罪化は、二次被害防止、被害者の負担軽減等の制度を整えることを併せて行わなくてはならない。【宮園氏】
- 保護法益を性的自己決定権であると解した場合、同意年齢については、成長・発達途上者の判断力の未熟さゆえに健全な人格形成が損なわれることがないよう、性的自己決定権の侵害において、侵害対応に限定を付さなかつたとの理解が相当であるから、年齢に基づく一律的判断ではなく、個別事案毎に、被害者の成長発達に応じた段階的な制限を設けるべきである。【宮園氏】

- 親子間の性犯罪につき、加重処罰について検討する必要がある。【宮園氏】
- 強姦罪の保護法益は、一般に性的自由とされているが、純粋に自由に対する罪であるとは言えず、自由の侵害が暴行・脅迫によってなされた場合に限って処罰するという性的暴行罪の側面がある。自己決定を過度に強調すると、被害者保護にはつながらない恐れがある。性的自由と解するのは、ヨーロッパにおいて従来処罰されてきた同性愛等につき、自己決定に基づく性行為は処罰しないとして非処罰化するために1970年代に打ち出された考え方で、日本はその議論に影響を受けた面があると認識している。また、条文の場所は日本国刑法において決定的ではなく、倫理・道徳に対する罪であるとの見解はない。旧刑法では、個人法益に分類されていた。現行刑法は、元となったドイツ刑法の影響が非常に強いと考える。もし純粋に自由に対する罪、性的自己決定に対する罪であるとし、被害者の同意のみが重要であるとすれば、暴行・脅迫要件は要らないという考え方もあり得る。そうすると、被害者の同意の有無がまさに問題にされることになり、主観的な要件を判断するにはかなりの困難が伴うと思うので、このような改正にはかなり慎重な検討が必要である。例えばイギリスの性犯罪法では基本的に同意の有無が重視されており、特に知人間の事件が増えたことに伴って、同意がなかったことの立証が困難になり無罪となる例がむしろ増えてしまったというような報告があり、この問題を解決するには、同意があるとされる場合についてかなり詳細に規定することが要請されると考える。さらに、被害者のアンケートなどにある、被害時の心境に鑑みても、その場で自己決定をしたかどうかよりは、要は性的に暴行を受けたという一種の身体侵害を受けたと考える方が自然ではないかと感じる。くわえて、準強姦・準強制わいせつが、強姦・強制わいせつと同じ法定刑でかなり重く処罰されているのは、自己決定というより、性的に暴行されているという意味合いが強いからだと考える。【木村委員】
- 強姦は検挙率、起訴率とも刑法犯の中では相対的にはかなり高いといってよく、親告罪であるにも関わらず強盗と同じくらいの起訴率になっており、これは警察・検察も重大犯罪であるとの認識を持っていることの表れと言える。【木村委員】
- 同意年齢を引き上げる必要があるかという問題については、いわゆる性的自由に対する罪、大人に対するのとは別の考え方を入れる必要がある。警察統計上、13~19歳の強姦罪・強制わいせつ罪の被害者が最も多く（認知件数）、この年齢層に対する法的保護を厚くするという意味は十分にある。また、改正刑法草案が14歳未満の幼年者の姦淫・わいせつだけ取り出して、別の条文で規定するというつくりになっていることは重要である。なお、青少年保護育成条例、児童買春処罰法、児童福祉法が18歳未満を保護の対象としているのも、性的自由・性的自己決定権とは別の児童の保護という観点を入れているからで、むしろ性的の自由に対する罪であることを徹底すると、自己の意思を表明できる年齢というのは時代とともに下がっているとして同意年齢を引き下げるような議論にもなりかねない。【木村委員】

- 特別類型を設けるかについては、幼年者に対する特別類型を考える場合に、親によるような場合により重い類型を設けることは、現行の刑法すでに強姦・強制わいせつ罪がかなり重い罪であるため難しいので、児童の虐待を刑法犯の中で別に作るなど、通常の強姦・強制わいせつとは異なる観点から考える必要がある。【木村委員】
- 親告罪については、国民が性犯罪をどう見ているかというのが一つの重要な要素で、量刑判断を参考に国民の意思を見ると、量刑の推移は明らかに上がっていて、実刑率も高くなっている。起訴率が高いことも考えると、性犯罪が重大な犯罪であるという認識は国民の間でも次第に高まっており、それを検察とか裁判の実務も反映している。このように重大犯罪であると認識しているにもかかわらず、親告罪であるために不起訴理由に占める告訴要件の割合がかなりあるということと、低年齢の被害者が多い中で、児童に告訴を判断させることは酷ではないかという問題があり、いわゆる強姦致傷とか集団強姦と比べて強姦と強制わいせつだけが非親告罪として残っている合理的理由はあまりない。【木村委員】
- 親告罪の趣旨である被害者の名誉の保護については、現代社会で強姦の被害が不名誉だと考えること自体がむしろ妥当性を欠き、理由づけとしてあまり根拠がない。【木村委員】
- 本当にもう刑事手続きにのせてほしくないという場合は、事実上は、被害届の問題である程度解決できるのではないかという気がする。【木村委員】
- 法定刑の枠としては、強姦罪は傷害致死罪と同じで、量刑は強盗と同じという統計があり、枠として必ずしも軽いものではない。ただし、量刑は、伝統的に決まっている量刑の幅の中で裁判官が判断するから、その幅をいきなり重い方へスライドさせることは難しい。【小木曾委員】
- 親告罪制度の是非に関しては、二次被害がない環境整備が必要で、裁判員制度の見直しの際に、性犯罪を対象とするか否かを取り上げなければならない。【小木曾委員】

### ②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成

- 女性警察官の絶対数が少ない地方においても、すべての性犯罪被害者に対して女性警察官が対応できる体制づくりが必要である。【種部委員】

### ③性犯罪の潜在化防止に向けた取組

- 被害届提出に至るもののが少ないため、認知すらされないものが圧倒的に多い。また、被害者が警察や医療機関に相談に訪れるのが遅い（緊急避妊、証拠保全、性感染症重症化防止等の観点より）。【種部委員】
- 警察より医療機関を先に受診し、医師が対応の仕方を知らないために証拠保全ができなかったり、先に警察に行くように勧められるが具体的な指示は出されないため（特に多忙な救急外来）、被害届を出す機会を失うケースもある。【種部委員】

④精神面の被害への適切な対応

特になし

⑤各種の性犯罪への対応

- スクール・セクシャル・ハラスメントの相談を民間支援団体が受けた場合、小学校・中学校・高校については、団体から教育委員会の人権担当者又は人権担当セクションへ被害を申し入れて、直ちに事実確認会を設定し、大学については、団体と学内のセクシャル・ハラスメント防止の委員会と連携し、個別の事案について事実確認を行いながら対応することが解決に有効である。【阿部先生】
- 痴漢被害に関して、DNAという証拠がなかったため、強制わいせつにあたる行為がなされたのに条例違反の扱いにとどまったケースがあり、警察官の捜査能力を向上させる必要がある。【稻吉氏】

イ 被害者への支援・配慮等

- 被害後に、捜査への協力や、被害による精神的負担のために日常生活を送ることが困難な被害者に対する生活サポート事業が有用である。【稻吉氏】
- 被害者には事件直後から寄り添う存在が必要であり、これは自治体の役割と考えるべきである。【稻吉氏】
- DVはDV防止法にのっとってシステムティックな支援が行えるようになったが、性暴力の被害者の保護・支援という枠組みでの法律がないため被害者支援が困難である。【納米氏】
- 報告者の所属する心理臨床施設では、被害者の医療へのアクセスは、DV被害者は社会的な機関からの紹介が多数であるが、性暴力被害者は個人で探して訪ねて来る人が多く、支援システムの差異に基づく有意差が生じている。他の公的機関からの、報告者の所属する医療機関への紹介も、DV被害者が性暴力被害者より多い。性暴力被害者が自ら努力せずとも心理的支援を受けられるシステムが必要である。【小西氏】
- 児童・青年期における性暴力被害のダメージの実態や、児童相談所・児童福祉施設における困難な事項について明らかにするとともに、成人の性暴力への対応と連携した被害者・加害者の対応の体制や手法を確立することが急務である。とりわけ中高生から20歳前後を被害者とする事例への対応は、最も重要であるにもかかわらず、児童福祉法による対応と成人の性被害への対応の間にあって、被害者を保護する場所などの確保が難しく、自立支援なども踏まえて行うことが必要である。【森田委員】

①ワンストップ支援センターの設置促進

- 被害者からの相談を受け付けるために、相談の受け皿整備が必要である。SACHICO

は好例。【竹信委員】

- 性暴力被害者への対応は仕組みとして成立しておらず、民間団体の活動としての限界がある。【平川委員】
- 適切なサポートにより PTSD の発症リスクを少しでも予防できるが、急性期対応を行う相談機関が少ない。関係機関が連携した急性期対応（性暴力対応チーム）及び中長期支援という時期に応じた総合的な支援、救援センターの設置並びに相談員の養成を行える仕組み作りが必要であり、これらに対する経済的支援が重要である。

【平川委員】

- 医療的ケアを初期対応とする 24 時間対応の救援センターの設置が必要であり、同センターは、女性たちの安全と健康、人権等を理念として掲げる、実績のある地域の民間団体と連携し、これに各自治体から金銭的支援をして育てて進める方式が望ましい。【平川委員】
- ワンストップセンターを全国展開していくという局面では、相当難しい仕組み作りが必要で、守秘義務をかけるような法律システムを作りながら、その上で補助金を出していくというようなシステムにして、民間にやらせていくような形を作っていくかなくてはならないのではないか。【根本委員】
- ワンストップセンターの急性期対応ですべて解決するわけではない。PTSD を抱えたまま元の生活に復帰させるのは非常に難しいので、付添支援や、長期かつ専門的な支援・フォローアップができる重点的施設（最低限各都道府県 1 か所）が必要である。【種部委員】
- 自治体レベルにおける、犯罪被害者支援窓口整備が進まない。【稻吉氏】
- 職場でのセクハラに関して、被害者にとってアクセスが容易な第三者的相談機関が必要である。【稻吉氏】
- 犯罪被害者が支援窓口設置自治体外に引っ越した場合にも、他の自治体に窓口がないため、支援を打ち切るわけにはいかないという現状がある。【稻吉氏】
- 被害者支援窓口では、警察への届け出を要件とせず、情報を提供してサポートしている。【稻吉氏】
- 犯罪被害者の精神状況及び法的知識の程度等に鑑み、病院、捜査機関、裁判所等への付き添いが欠かせない。【稻吉氏】
- 被害者への支援と、警察官による事情聴取及び被害届受理等の証拠保全等の捜査手続きを一緒に行える仕組みがない。被害届を提出するか、及び加害者を訴えるかを、被害直後に医療機関にかかった時には決められなくても、後日意思が固まって行った時に、警察を経由せずに医療機関で採取した検体が証拠として認められるような、医療機関における証拠採取・保管制度を整えておく必要がある。【納米氏】
- 性犯罪被害への対応能力のある協力医師のリストアップがなされネットワークができている都道府県（25 都道府県/平成 21 年）では、協力医師の施設に行けば証拠採

取用のキットが常備されており、警察官にキットを持参してもらわなくても速やかに診察ができるが、それ以外の都道府県では対応能力のある医師がどこにいるかよくわからない状況ということになる。専門知識を持つスタッフと警察官がそろう 24 時間被害者対応窓口整備が望ましい。【種部委員】

### ②女性警察官等による支援

- 被害者が被害届出のために、自宅近辺と管轄が異なる被害発生地の警察署まで赴く際に、警察官が同行するシステムがほしい。【納米氏】
- 性犯罪被害発生地と同届出地が警察における同一管轄内になくてはならないところ、最寄りの警察署と被害発生地管轄の警察署との管轄が異なる場合不便であり、かつ被害発生地近くまで被害者が赴くことは心身への負担が大きい。【納米氏】
- 自宅と被害場所の管轄が異なる場合に、被害地を管轄する警察まで出向いて被害届を出さなくてはならず、費用と時間の問題で物理的に被害の届け出ができないケースがある。インターネットや携帯電話の普及で県をまたいだ犯罪が若年層に広がっていて、県をまたいだファジーな対応ができる制度の構築が必要である。【種部委員】

### ③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

- 精神的被害が非常に重大で、被害者が捜査及び公判に耐えられないと思われるため、刑事事件として処理できない暗数が多く存する。【番委員】
- 捜査段階において、被害者が話すのが辛いことを何度も話さなくてはならず、実況見分で被害再現を要求されることがあり、取調官が被害者の一人称の物語風の調書を作成するといった問題がある。【番委員】
- 被害者の心理サポート及び不要な取調べ防止に資するよう、被害者の事情聴取の際に、弁護士や支援員の付添いを認めるべきである。【番委員】
- 公判段階で、証人として、弁護士・裁判官の尋問により二次被害を受けること及び社会の好奇の目にさらされないようにすることが必要である。【番委員】
- 公判での尋問において、レイプシールド法のような制限が必要である。【番委員】
- 最初に対応した警察官や医療関係者、家族や友人などの相談相手による二次被害のために届出を出すに至らないケースは非常に多い。【種部委員】
- 手続きの煩雑さ、繰り返しの事情聴取・状況説明による精神的負担及び二次被害が、被害届提出・告訴を妨げている。【種部委員】
- 被害届・告訴の最初の窓口になることが多い警察の質の向上を図る必要がある。【種部委員】
- 診察・事情聴取を何回も受ける心理的苦痛がある。【種部委員】
- 裁判の証人尋問等で、過去の性体験について関係ないのに質問されることがあり、裁判長が禁止できるという権利が現行法上認められているが、適切に行使されてい

るか疑問であるので、そのような質問を一般的に禁止する法律（レイプシールド法）が必要ではないかという議論もある。【小木曾委員】

#### ④診断・治療等に関する支援

- 犯罪被害者の精神状況に理解のある医療機関が非常に限られている。自治体の医療情報提供制度で検索した医療機関を受診して二次被害にあったケースもあり、犯罪被害者支援窓口職員自ら足を運んで信頼に足る医療機関・医師を開拓している状況である。医療機関の育成（医師に限らず、看護師・受付事務に至るまでの職員による知識の習得を含む。）と、研修・認定制度等で選別された、良い医療機関を検索できる検索システム作りが必要である。【稻吉氏】
- 犯罪被害給付金を申請するためには医療機関へ通うことが要件のようになっているため、性暴力被害者が、二次被害を受けることなく、また、仕事や金銭面への負担を受けることなく後遺障害（PTSD）の診断を受けられる医療機関の把握と診断書発行事務の確立が必要である。【稻吉氏】
- 男女共同参画センターに対し、性犯罪被害直後に、緊急避妊、性感染症検査等の処置が受けられる医療機関の情報を求める被害者からの相談事例があった。【納米氏】
- 専門性をもって対応してくれる医療機関が少ないので、専門性が高い医療機関を増やして医療体制を整備すべきである。【納米氏】
- 保険診療の枠組み内で、性暴力被害者に必要な治療を行うことができない。【小西氏】
- 性暴力被害に起因する PTSD の治療には認知行動療法が有益であるが、人手と時間を要する方法であり、需要に応じた受け皿が不十分である。【小西氏】
- 性暴力被害に起因する PTSD の治療には一定の認知行動療法が有益であるが、技術的に難しく治療者が育っておらず、また、実施には人手と時間を要するため需要に応じて行うことができない。【小西氏】
- 保険診療の枠内で裁判・調停等に必要な意見書・鑑定書を作成することができず、医師が作成を引き受けにくい。【小西氏】
- 証拠採取と同時に性感染症検査や緊急避妊に対する費用負担が大きい。【種部委員】
- 警察より医療機関を先に受診し、医師が対応の仕方を知らないために証拠保全ができなかったり、先に警察に行くように勧められるが具体的な指示は出されないため（特に救急）、被害届を出す機会を失うケースもあり、医学教育の中で性犯罪被害への対応ができるようにする必要がある。【種部委員】
- 被害者のための警察庁による診察・検査料の公費負担制度は、その上限額、適用対象（被害届提出意思の有無、受診時の警察官立会いの要否、初診時のみか再診を含むか等）、支払い方法（現物給付か償還払いか）が都道府県により異なる。被害に遭った場所を管轄する警察署が都道府県をまたぐ場合、運用方法が異なることで公費

負担の対象となる条件が整わず、公費負担が受けられなくなる事例があり、全国共通運用なされるよう統一を図る必要がある。都道府県警察ごとに予算要求をし具体的な公費負担内容を決めるという制度的限界は認識しているが、警察庁から各都道府県警察に具体的な公費負担の運用が一律になるようライン決めをして指導することは可能なはずである。また、警察庁の指導の下、県をまたいだファジーな対応制度を構築すべきである。具体的には、①診察にかかる費用・公費負担に上限がある県では、公費で受けられる検査項目・回数が限られ、必要な検査ができない、②緊急避妊薬の新規承認薬は従来型より高く（薬剤料1万円+薬剤管理料、指導料で1.5～2万円）、負担上限額が低い県では改良された新規承認薬は使えない、③妊娠中絶費用の上限額が低額であると、中期中絶の場合に費用すべてをカバーできない、④償還払いだと医療機関の持ち出しになる危険を防げるが、一時支払いであっても困難という若年層には負担が大きく、現物払いの都道府県の方が多い、⑤被害届提出、非親族が加害者であること、警察認知済みを支払い要件とする都道府県もある、治療費・投薬料が公費の対象となる県とならない県がある、⑥治療費・投薬料が交付対象とされないところでは、性感染症の重症化を防ぐ予防的な薬の投与を公費でカバーできない。【種部委員】

- 医療機関は、患者が強姦被害者であると判明した際には、警察への届出を勧めるなど、どこに（相談に）行けばいいかわからないとか、自分が悪いと思い家族や警察への相談を躊躇している被害者へ情報提供と支援をする必要がある。【種部委員】
- 大学の臨床センターの社会貢献活動として、採算を無視して治療を行っている。しかし、医療機関でないと作成できない書類があったり、公的機関は医療機関ではないと被害者に紹介しづらかったりという問題がある。【小西氏】

#### ⑤被害者等に関する情報の保護

- 被害者のプライバシー保護を考慮して、刑事案件として処理できない暗数が多く存する。【番委員】
- 性犯罪事件に関し、裁判の公開についても考え直すべきである。【番委員】
- 刑事裁判に内在する下記のような司法上の問題を払拭できない限り、裁判員裁判は同問題を助長しうるので、その対象から性犯罪事件を外すべきである。具体的には、①専門知識を持たない裁判員により、二次被害を与えられる可能性がある、②被害者が証言する際に9名の裁判員と対峙することの心理的負担が大きい、③従来証言を求められることができなかった自白事件においても、裁判員対策として、被害者が証人として出頭することを求められるようになるという懸念がある、④裁判員及び同候補者による、被害者のプライバシーフローの恐れが高まる、⑤裁判員裁判回避のため、起訴前に示談して事件化を回避したり、罪名をおとして通常裁判になるように事件化したりするケースがある。【番委員】

#### ⑥被害者連絡等の推進

- 警察への被害の申告に対し、警察から対応状況に関する説明が十分に行われなかつたためか、手続きの進展に不安を感じている被害者からの相談事例があった。【納米氏】

#### ⑦専門家の養成、関係者等の連携等

- 医療機関が性暴力被害者支援に取り組む仕組みができていないため、養成された性暴力専門看護師（SANE）がその中で働くことができず、性暴力専門看護師による対応が難しくなっているので、仕組み作りと人材養成は並行して行う必要がある。【平川委員】
- 犯罪被害者へのサポートは相当長期間にわたり、これを単独組織ではなく、地域として受け入れるネットワークが必要である。【稻吉氏】
- 犯罪被害者支援に精通している弁護士が少なく探すのに苦労している。そのような弁護士の増加と弁護士につながる制度が必要である。【稻吉氏】
- 民事裁判において、性犯罪・性暴力の被害者に対する損害賠償の高額化及び被害の重大性を知らず、賠償額を低く見積もっているケースがあるので、弁護士への啓蒙を要する。【番委員】
- 性犯罪被害者には、支援する弁護士をつけることが有効であり、必要である。【番委員】
- 法律家間で、性暴力の被害者がおかれた状況についての認識を共有するための研修・啓発を行うことが必要である。【番委員】
- 民事的側面について、子どものころに性虐待を受けた被害者からの損害賠償請求が、時効や立証の困難性により遮断されるケースがある。【番委員】
- 調停や裁判参加によりさらに心身の不調を来たし、調停・裁判手続きに適切に対応できない被害者が不利益を被らないように、心理面でのサポートを行う必要がある。【小西氏】
- 被害届・告訴の最初の窓口になることが多い医療機関の質の向上を図る必要がある。【種部委員】
- 被害者支援窓口を有する自治体間の担当者レベルの連携作りも行っている。連携は、やむを得ず自主連絡会になっているため、開催時間が夜間になり、集まれる自治体が限られてしまう点が問題であり、共用窓口又は専門窓口を有する自治体が情報共有して、自治体における支援の底上げをするための場を設けることが必要である。【稻吉氏】
- DV や性暴力の被害を受けた母子の評価を行い、その回復のために必要な多様なニーズを評価して支援する個別的な計画を作り、切れ目なく援助する体制ができる

い。そのため離婚調停中の面会交流の進め方などについても、女性や子どもに再被害を生じる危険を回避できていない。再被害への恐怖を感じる中での、面会交流・親権・養育費などの駆引きが、被害女性や児童に与える大きなプレッシャーになってしまっており、こうしたプロセスを安全かつ公平に進めるための体制や専門的な評価にもとづく助言が必要と思われる。【森田委員】

#### ウ 加害者に関する対策の推進等

##### ①総合的な再犯防止対策の推進

- 性犯罪予防策としては、アメリカのメーガン法が議論の対象とされるが、このような法律が公衆を保護する効果があるのかについての近年の実証的研究により、効果がないとの結論が出された。もとより、近親者間・保護者による犯罪については効果がないものであるし、他方で、犯人情報の登録コストが多くかかると言われており、何よりも登録情報の正確さに疑問があるとの報告もある。さらに、登録者の生活における不利益が大きい。【小木曾委員】
- フロリダでは、GPS の使用目的は性犯罪に限定されず、装置により保護観察等の遵守事項違反が約 31% 減少したとの調査結果があり、その分収監費用が節約でき、GPS 機器費用は収監費用の 1/6 程度である。一方、GPS 装着者によれば、他者との関係悪化、就職上の困難、誤警報をはじめとする不都合があり、また、法執行官によれば、GPS は、その使用目的達成のための補助装置としては大変有効であると考えているけれど、対象者と直接面談することによる更生効果には代替できないと考えていることである。【小木曾委員】
- 日本においては、出所情報を法務省から警察庁に提供する「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」が平成 23 年 4 月に見直され、警察庁による登録、帰住予定先を管轄する警察本部長への通知、再犯防止措置実施管轄警察署の指定のほか、住居訪問により対象者と直接顔を合わせて所在確認する制度が設けられた。他に、同意のある高再犯リスク者を対象に、警察官が訪問面談して再犯防止に向けた助言指導を行うことも始めており、警察官を身近に感じることによる再犯防止効果と、対象者を深く知ることによって再犯リスクを分析することが期待されている。【小木曾委員】
- 処遇プログラムとしては、刑事施設における、認知行動療法を中心とした性犯罪再犯防止指導と、仮釈放者・保護観察付執行猶予者に対する、性犯罪再犯防止指導の標準プログラムが行われている。これらの指導と警察の訪問による助言指導との組み合わせで、日本では機械に頼らず相手の所在を確認しつつ、再犯を予防するための努力が始まったところである。【小木曾委員】

##### ②その他の加害者対策の推進

- DV 加害者に対しては、例えば、DV 防止法に基づく保護命令発令期間（6か月）にプログラムの受講を義務付けるようなことから、法律上義務付けのある加害者更生プログラムを導入することが望ましく、かかるプログラムは、社会全体の取組みにしなければ効果を上げることは難しい。一定期間のプログラム受講後は、自助グループへの参加や個人セラピーの併用により、自らを振り返る機会を多く持つことと、個人に焦点化したプログラムが必要である。加害者更生プログラムの実施具体化は、国民に対する DV 防止の啓発に寄与するものと考える。【原委員】
- 加害者更生プログラムを被害者支援の一環として行うためには、プログラムを受けるにあたっての最初の動機づけの水準、例えば任意か強制かということは、効果にはあまり関係がないという海外の報告が繰り返し出している。そういう意味では強制的な参加であっても、教育を受けさせる意味があり、少なくとも 1 回はそういう考え方方に触れさせることは意味がある。加害責任を明確に認識していない加害者が多いことから、暴力とはどういうもので、どのように変わることが求められているかを社会として示していくことが絶対に必要である。こうした加害者に、加害責任と変わることを示す教育体制を作っていくこと、その中で被害者支援とも強力に連携していく形ができたらしいと思う。【森田委員】
- 加害者へのプログラムは、現在のパートナーとの関係改善を目指すことを目的とするのではなく、加害行動を反復する男性が自己の加害責任を認識し、変化することを、方法を提示していくことで実現して、その反復を減らし、それにより被害者を減らしていくという目的に基づいて行われるという視点が必要である。【森田委員】
- 多くの国で、被害者への援助と連携する形で加害者プログラムを行う体制がとられており、日本でも同体制の導入が検討されるべきである。【森田委員】
- 性犯罪以外でも、児童虐待と DV は併存している場合が多く、児童相談所と婦人相談所などの女性に対する暴力への対応機関の連携がより必要である。暴力加害者のかなりの割合が、児童期において虐待や DV を経験しており、児童期に受けた暴力の影響からの回復や整理のし直しを経て、成人になってから、こうした関係を反復しないための心理教育や治療・援助が必要である。加害男性から母子を引き離すだけでなく、母子の受けたダメージを評価し、それを回復するための支援が十分に行われる必要がある。【森田委員】

## エ 啓発活動の推進

- 学校現場で、DV 未然防止教育に取り組むべきで、そのために①予防教育ができる教員の養成、②被害者・加害者に対する個別対応などの相談技術をあげること、③予防教育の実施についての学校間の温度差の解消が必要である。【原委員】
- メディアの果たす役割というのは、拠点病院設置に向けた取り組みを含めて、より多くあると考える。【原委員】

- マスメディアは、性暴力関連事象について広報しにくい面がある。被害者が相談しやすい広報体制作りが必要である。具体的には、①性暴力に関する事項を広報する際に被害者に届く用語遣いの工夫が必要である、②性暴力相談体制に関する案内カードの置き場所の工夫や、携帯メールの使用等、若年層に伝わるような情報発信方法を考える必要がある、③ある報道をしたい場合、それに関心のある記者のリストを持って、そのリストを通じてテーマ別に丁寧に広報していく必要がある、④メディアが報道する際に参考すべき、性暴力取材用のガイドブックを作成して、被害状況、統計、定義等の基本的事項と、メディアの対応調査、性暴力取材の際の心得、効果的な記事内容等を載せ、報道の一助としてもらってはどうか。【竹信委員】
- ワンストップセンターのようなものが足りず、増やしていくかなくてはならないが、こういう世論を形成していくということもマスコミの役割なのかなという気がする。【小木曾委員】
- メディアについては、有害図書に対する対応のような発想とは別に、性犯罪に関する問題や被害の実態などをリアルに伝えていくための役割を期待したい。第3次計画の検討の際に、このような観点は少し不足していたかもしれないが、今後、ガイドブックの作成なども含めて提案のようなものをまとめていければいいと考える。また、メディアの人的構成を変えていくということも非常に重要なことだろうと思う。【辻村委員】
- 小中学生に対するお話会で啓発活動を行うことが重要である。からだを大事にすることや、より良い人間関係作りという観点で基礎的な教育を行い、中学生には性暴力被害についても話している。高校生・一般向けにも、緊急避妊ピルのことなどの周知を図る啓発活動が必要である。【稻吉氏】
- 加害者の多くが強姦を犯罪・人権侵害と認識していないこと、及び女性も暴力的な性を望んでいるのではないかという強姦神話の背景には、強姦を含む暴力的な性が公然と描かれているポルノの影響がある。強姦事件や強姦被害者そのものにポルノファンタジーを持たせないような、豊かなセクシャリティを育む教育が必要である。【種部委員】
- 被害者は10代の若年層が最も多く、若年者に対する啓発と相談の勧奨およびその受け皿の整備が必要である。【種部委員】
- 最初に対応した警察官や医療関係者、家族や友人などの相談相手による二次被害のために届出を出すに至らないケースは非常に多い。【種部委員】(イ③既掲)